

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（案）

令和5年5月22日

垂水市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において、準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			垂水市中央区域	無	R2年度～R6年度	田神集落協定
	○			垂水市水之上区域	無	R2年度～R6年度	本城集落協定
	○			垂水市大野区域	無	R2年度～R6年度	大野集落協定
	○			垂水市市木区域	無	R2年度～R6年度	市木集落協定
	○			垂水市中俣区域	無	R2年度～R6年度	中俣集落協定
	○			垂水市海潟区域	無	R2年度～R6年度	海潟集落協定
	○			垂水市牛根麓区域	無	R2年度～R6年度	牛根境集落協定
	○			垂水市新城区域	無	R2年度～R6年度	新城集落協定